

議案第20号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この条において「対象償却資産」という。)については、当該対象償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該対象償却資産に係る固定資産税を免除する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(平成27年4月1日から平成33年3月31日までの間に新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この条において「対象償却資産」という。)については、当該対象償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該対象償却資産に係る固定資産税を免除する。</p> <p>2 (略)</p>